

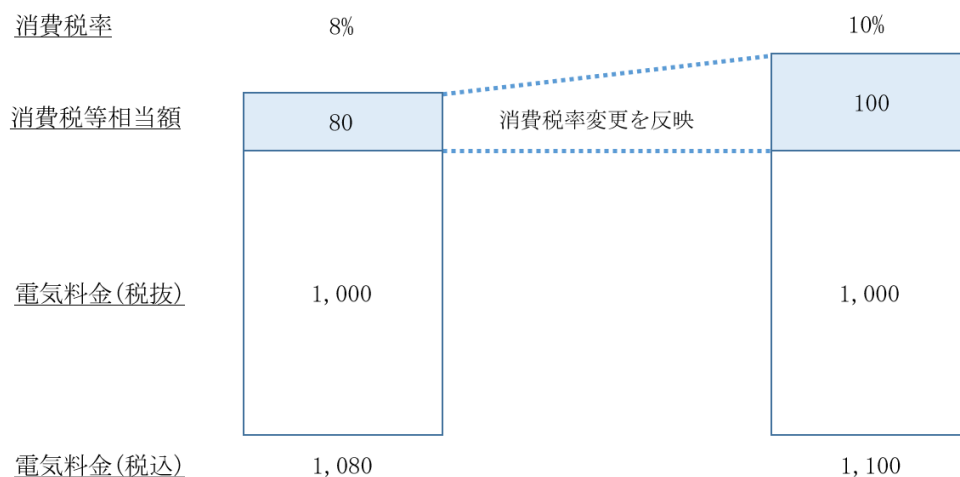
## 消費税法および地方税法の一部改正に伴う電気料金メニューの改定について

消費税法および地方税法の一部改正にともない、2019年10月1日より消費税率(地方消費税率を含む)が8%から10%に引き上げられます。これを踏まえ、当社の電気料金メニューにつきましても、原則として2019年10月より消費税率10%を適用した新料金メニューへ改定いたします。

このたびの料金改定は、当該消費税率の引き上げ分のみを現行の電気料金メニューに反映させて頂くものです。電気料金の消費税率は、ご使用期間の使用開始月日が9月30日までは8%を適用し、使用開始日が10月1日から10%を適用いたします。

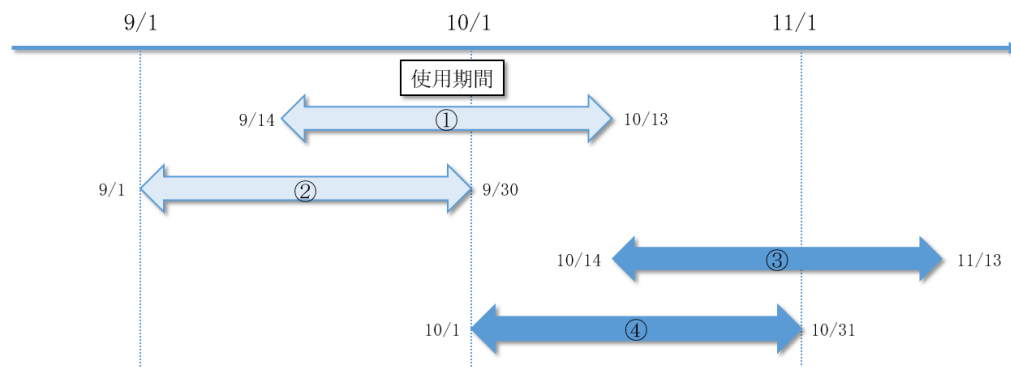
消費税法改正に伴う電気料金変更のイメージ

(単位：円)



※上記電気料金には再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いています。  
 ※経済産業省より発表された2019年度再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込2円95銭)は2019年5月分から2020年4月まで適用されるため、消費税改定後も2020年4月まで税込単価の変更はございません。

### 消費税率適用例



1. 使用期間が消費税改定日(2019年10月1日)を跨る場合は経過措置を適用し、税率(8%)を適用します(適用例①)
2. 使用期間が消費税改定日以前の場合、旧税率(8%)を適用します(適用例②)
3. 使用期間が消費税改定日以降の場合、新税率(10%)を適用します(適用例③、④)